

## PARK INFORMATION

# 新型コロナウイルス感染対策に伴う 敷島公園のご利用について

5月16日0:00、群馬県による「社会経済活動に向けたガイドライン」警戒度「4」から警戒度「3」に引き下げられたことを踏まえ、別添の県立都市公園における新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設利用マニュアル【Ver.1】（以下、マニュアルという）に基づき、公園利用及び施設利用を再開します。

概要及び特記事項として、以下の通りお知らせいたします。

### 記

- ・屋外及び駐車場が利用可能です。
  - ・団体利用に限定し、野球場、陸上競技場、補助陸上競技場、サッカーラグビー場、テニスコートが利用可能です。
- ※県外の利用団体については、使用をご遠慮いただいております。  
（群馬県ガイドラインにより、警戒度3では県をまたいでの往来を自粛いただいているため）

### （補足）

※別添の施設利用マニュアルが遵守・徹底できることが前提となります。

警戒度3では、「10人以下の団体による独占利用」であれば受付可能です

※警戒度3では、補助陸上競技場及びテニスコートの個人利用、水泳場をはじめとする屋内施設の利用はできません。

※団体利用とは、「群馬県スポーツ協会所属の競技団体」及び「県立敷島公園年間利用調整会議の出席対象団体」で、主催者として施設利用マニュアルが遵守頂ける組織を指します。「複数名の集団」や「サークル・部活動単位」の利用は対象外となります。また、「協会等に所属する有志の集団」も対象外となります。

以上

### お問合せ連絡窓口

群馬県立敷島公園 指定管理者 敷島パークマネジメント JV

Tel. 027-234-9338 (10:00~16:00) 担当：岡田

# 県立都市公園における新型コロナウイルス感染拡大防止のための 施設利用マニュアル【Ver.1】

本マニュアルは、新型コロナウイルス感染防止のために当面の間、県立都市公園において、屋内施設及び屋外施設において指定管理者及び会議・イベント・大会等を実施する者（主催者）が遵守する事項を示したものである。

なお、一度に利用できる利用人数は、群馬県経済・社会活動の再開に向けたガイドラインの行動基準に準拠するものとする（警戒度3は10人以下、警戒度2は50人以下）。

指定管理者及び会議・イベント・大会等の主催者は、警戒度3においては県外からの利用者について、また、警戒度3、警戒度2においては、高齢者や基礎疾患をお持ちの方へは参加の自粛を周知（お願い）する。

## 【屋内施設】

- ・ 敷島公園管理事務所会議室、水泳場（関連施設含む）
- ・ 観音山ファミリーパークサービスセンター交流・休憩室及びクラフト工房
- ・ 金山総合公園ふれあい工房、大型休憩施設（レストハウス）
- ・ 多々良沼公園ボランティアセンター

## 【屋外施設】

- ・ 敷島公園運動施設（関連施設含む）
- ・ 場所を占用して実施するイベント等

## I 指定管理者の遵守事項

### 1) マニュアル周知・徹底

- ・ 本マニュアルの趣旨及び内容を理解し、主催者からの照会にも対応できる体制を構築する。また、マニュアルをホームページに掲載するとともに、園内に掲示および備え置くことにより、マニュアルの周知を図るとともに、内容の徹底に努めること。
- ・ 主催者には、会議・イベント・大会等の開催通知、チラシ、HP等で、健康状態申告書に記載されている事項について、確認した上で利用するよう周知・徹底し、検温をされてない方については、利用をお断りすることがあることを徹底する。

### 2) マニュアル実施事項の確認

- ・ 主催者への聞き取り及び必要に応じて現地立会等により、マニュアルの履行内容を確認し、別添の「新型コロナウイルス感染症対策チェック表」により履行状況を把握しておくこと。

- ・ 確認時または確認後、主催者の履行状況に不備や不足がある場合には、主催者に指導すること。
- ・ 主催者の遵守事項が守られない場合または、指導に応じない場合には、施設管理者（土木事務所長）に報告し、主催者に対して施設の使用を許可できない又は中止する旨を伝えること。
- ・ マニュアルの確認状況について、上記チェック表と共に、施設管理者（土木事務所長）に、毎月報告すること

## II 会議・イベント・大会等の主催者の遵守事項

### 1) 事前準備

- ・ 主催者は、このマニュアルで示す配布物・備品・消耗品・衛生用品等を必ず用意するとともに、利用者に施設内行動ポリシーを事前に周知すること。
- ・ 利用者には、会議・イベント・大会等の開催通知、チラシ、HP等で、健康状態申告書に記載されている事項について、確認した上で利用するよう周知・徹底し、検温をされていない方については、利用をお断りすることがあることを徹底する。
- ・ 休憩時間も含め密集を抑えるために利用範囲の広さに応じて参加者の間隔が十分とれるよう定員を設定すること。
- ・ 大規模なイベント（参加者が概ね300人以上）を実施する場合には、必要に応じて、医療スタッフを常駐させる、連絡の取れる医療機関や保健所を確認するなど、急に体調が悪化した方への対応や衛生指導が適切に行うことができるよう十分な配慮を行うものとする。また、入場時においてサーモグラフィーを用いた検温の実施について検討する。

### 2) 入場時の体調チェック及び登録・ポリシー周知・手洗い

①体調・マスク着用チェック→②登録→③ポリシー周知→④手洗・消毒→④入場

#### ①体調・マスクチェック

- ・ 健康状態申告書（様式1参照）の提出
  - ※1 既往症（例：咳やくしゃみを伴う喘息、花粉症等）の場合は入場を認める。
  - 2 当日、体温を測定していない場合は、主催者により非接触式体温計を使用して検温を行い、37.5℃以上の場合は入場を認めない。
  - 3 入場時はマスクの着用を原則とする。未着用の場合は入場を認めない。なお、入場後も原則はマスクを着用する。

#### ②入場登録

- ・ 接触を防ぐため徹底した入場管理を行う。

#### ③入場時の施設内行動ポリシー周知

- ・ 事前準備で作成した施設利用上の留意事項を参加者に配布し周知・徹底する。

#### ④手洗い・消毒

- ・ 受付に設置したアルコール手指消毒液による消毒や液体石けんによる手洗いを徹底する。

#### ⑤入場

- ・ 以上④までを行った方は、入場を許可する。

なお、入場後もトイレ等に液体石けんなどを設置し、手洗いを小まめに行うことを推奨する。

**【受付・入場時の留意事項】**

- ・ 受付では、利用者の間隔が1.5メートル以内にならないよう留意する。

**3) 会議・イベント・大会等の主催者による適切な環境管理**

予定する会議・イベント・大会等の開催規模、開催時間、参加者の特性に応じ、次のことを基本とした感染リスク回避のための対応を徹底すること。

- ① 会議・イベント・大会等の途中でも適宜手洗い・消毒ができるような場を確保する。
- ② 共有物の管理又は消毒の徹底と利用者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸水等を含有了たもので拭き取りを定期的（1～2時間に1度程度）に行う。
- ③ 大きな声を発声させない（声援などは控える）又は近接した距離での会話を控える環境づくりを行う。
- ④ 密集状態の防止
  - a) 人を密集させない環境（2m程度の間隔）を確保するため、会場に入る人数を会場の定員の半数程度（100人が定員の会場では、50名程度）とするなど少なく定め、入退場に時間差を設けるなど人が密集しないよう工夫する。
  - b) 整理券を発行し、入場者数の集中を緩和する。  
（入場者に入場可能時間を印字した整理券を交付する。また、入場可能時までの間に、2）①から③または④までを行う。）
  - c) 入場時、退場時の入場口を分ける、パーテーション等による人の流れの一方通行化など、人と人が交錯する機会を極力減らすよう配慮する。
  - d) 席を一席空けるなど、参加者の距離を2m程度確保する。
  - e) ある特定の場所や遊具、施設等に人が集中する可能性がある場合には、そうした場所を使用休止にするなどの検討を行う。
- ⑤ 換気による密閉回避（主に屋内施設）
  - a) 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転を実施する。また定期的に外気を取り入れるよう窓を開けて換気を行う。
  - b) 一定時間（概ね1時間程度）が経過したら休憩を入れ、会場内の換気を行う。
  - c) 同一空間における滞在時間は極力2時間以内とする。

**4) 飲食関連**

- ・ 食事を摂る場合には、所定の場所を指定する。また、2メートル以上の間隔を空け、同一方向や壁の方を向いて食べる、極力会話をしないなど十分な対策を行うこと。
- ・ 所定の場所以外では食事を摂らせない。または、禁止とするなど必要な措置を行う。
- ・ 食事の提供を行う場合には、パッケージされた食事を個別提供する等の工夫を行う。

## 5) 喫煙

- ・ 警戒度3及び4の場合、感染防止の観点から会場及びその周辺は禁煙とする。
- ・ 警戒度1及び2の場合、止むを得ず喫煙する場合は公園の指定場所とするが、多くの喫煙者が見込まれる場合は、指定管理者及び施設管理者（土木事務所長）と協議した上で、「健康増進法の一部を改正する法律」に基づき別途喫煙所を設け、感染防止の観点から人を密集・密接・密閉させないための運用を徹底すること。

## 6) ゴミの処理

- ・ 密閉することができるゴミ箱（足ぶみ式で開閉できるものが望ましい。）や破れにくいゴミ袋を主催者が用意し、イベントで出たゴミを持ち帰ること。
- ・ ゴミを回収する人は、マスク・手袋を着用し、マスクや手袋をぬいだ後は、必ず液体石鹸で手洗いを行うこと。
- ・ なお、主催者でゴミ処理ができない場合には、参加者各自が自分のゴミを持ち帰るよう徹底すること。

## 7) トイレの利用

- ・ トイレはふたをして汚物を流すこと。また、利用前後は手洗いを行い、タオルを共用しないこと。

## 8) 事後フォロー

- ・ 収集した個人情報、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することがない旨を明記する。
- ・ 利用者の名簿等を作成し、県の関係条例等に準じて管理するものとする。
- ・ 利用者には、14日間を目安に1日1～2回程度、発熱の有無を確認してもらうことを依頼するものとする。
- ・ 主催者は、健康状態申告書を1ヶ月間保管し利用者で感染者が出た場合における保健所などの聞き取り調査への協力、使用した施設内の消毒除染の手配とその負担について協力すること。

### **【本マニュアルの取扱い】**

- ・ 本マニュアルは、令和2年5月16日から適用する。
- ・ なお、群馬県内での新型コロナウイルスの感染の広がりや他県の感染状況、新型コロナウイルスに関する最新の知見等を踏まえ、適宜、適用や見直しを行うものとする。

様式 1

健康状態申告書（例）				令和	年	月	日
①氏 名		②性 別					
③住 所							
④体 温	.      °C						
⑤発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状				あり ・ なし			
⑥頭痛、下痢、結膜炎、嗅覚障害、味覚障害				あり ・ なし			
⑦感染の流行地域への 14 日以内の訪問歴				あり ・ なし			
⑧緊急連絡先	電話 （                      ）                      -						
<p>※ 1 収集した個人情報は、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することはいたしません。</p> <p>2 参加者に感染者が出た場合における保健所の聞き取り調査への協力をお願いします。</p> <p>3 濃厚接触者となった場合は、14日間を目安に自宅待機をお願いすることがありますので予めご了承ください。</p>							

※入場の際、検温を実施する場合は④欄は、記入不要



## ＜4段階の警戒度と行動基準＞

警戒度		個人			事業者		【参考】 学校
区分	状態	外出	県外移動	イベント	休業等	勤務形態	
4	県内、都内ともに感染リスクが大きい	×	×	×	・遊技・遊興施設、文教施設等の休業要請 ・飲食店の時短営業 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止	テレワークの推奨 (7割目標)	×
3	県内では感染リスクが抑制されているが、都内では依然として感染リスクが高い	△	×	△	一部解除 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止	テレワークの推奨 (5割目標)	×
2	県内、都内ともに感染リスクが抑制されている	△	○	△	全面解除 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止	テレワークの推奨 (3割目標)	△
1	県内、都内ともに感染リスクが低い	○	○	○	全面解除	テレワークの推奨	△→○ 分散(週5) →通常登校

※1 全段階で「新しい生活様式」を実践、多様な感染防止対策を徹底  
 ※2 レベル1、2で「○」としている行動であっても、国の基本的対処方針に基づき、別途要請等を行う場合あり

個人の行動基準は、「外出」・「県外移動」・「イベント」、事業者の行動基準は、「休業等」・「勤務形態」を例示しています。

自粛は「×」、条件付で認めるものは「△」、活動を認めるものは「○」で表記しています。政府の基本的対処方針の内容によって、現在「○」としている行動であっても、皆様に別途要請を行う可能性があります。

警戒度4は、県民・事業者の皆様に、不要不急の外出自粛や営業休止を要請しています。

警戒度3は、外出自粛要請が解除となりますが、不要不急の移動は最小限としてください。事業者においては、過去にクラスターが発生するなど、リスクが高い場所を除いて、休業要請や時短営業要請が解除となります。

警戒度2は、不要不急の外出や都道府県をまたいだ移動が再開可能となります。感染拡大防止対策の徹底と「新しい生活様式」の実践が前提となりますが、感染のリスクが高いとされている場所についても、営業再開が可能となります。

警戒度1は、高齢者や基礎疾患のある人も、社会交流が可能となります。

外出や営業を認めるのは、感染防止対策を徹底し、「新しい生活様式」を実践している場合に限りです。事業者の皆様は、感染防止対策の徹底をお願いします。



# <行動基準一覧表>

警戒度	状態	県民	事業者	[参考]学校
4	県内、都内ともに感染リスクが大きい	<ul style="list-style-type: none"> <li>外出自粛(7割～8割の外出削減) ※通院、食料買い出しを除く</li> <li>都道府県をまたいだ移動の自粛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>休業要請／企業名公表</li> <li>テレワークを推奨(目標7割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤</li> <li>高齢者施設や病院での面会禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登校なし</li> <li>部活自粛</li> </ul>
3	県内では感染リスクが抑制されているが、都内では依然として感染リスクが大きい	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県をまたいだ移動の自粛 ※仕事、帰省、旅行など理由を問わず</li> <li>リスクが高い場所へは外出自粛</li> <li>高齢者や基礎疾患患者は外出自粛</li> <li>外出時は「新しい生活様式」を厳守</li> <li>徹底的な防止策を講じた上で、10人以下のイベント開催や、施設利用も可能</li> <li>不要不急の移動の最小化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>休業要請の段階的解除</li> <li>テレワークの推奨(目標5割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤</li> <li>高齢者施設や病院での面会禁止</li> <li>不要不急の移動の最小化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登校なし</li> <li>部活自粛</li> </ul>
2	県内、都内ともに感染リスクが抑制されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県をまたいだ移動の再開</li> <li>リスクが高い場所へは、外出自粛</li> <li>高齢者や基礎疾患のある人は外出自粛</li> <li>外出時は「新しい生活様式」を厳守</li> <li>50人以下のイベント開催が可能</li> <li>不要不急の移動の再開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>休業要請の全面解除</li> <li>テレワークを推奨(3割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤</li> <li>高齢者施設・病院での面会禁止</li> <li>不要不急の移動の再開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分散登校(週2～3日)</li> <li>部活自粛</li> </ul>
1	県内、都内ともに感染リスクが極めて低い	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や基礎疾患のある人も社会との交流を再開 ※物理的距離をしっかりと確保し、距離の確保が難しい機会は極力減らすこと</li> <li>外出時は「新しい生活様式」を厳守</li> <li>全ての人が、混雑した場所には出来るだけ行かないようにすること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>テレワークを推奨 ※時差出勤、自転車・自動車通勤</li> <li>高齢者施設や病院での面会再開 ※「新しい生活様式」を厳格に保つこと</li> <li>特段の規制なく、就業が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分散登校(週5日) ↓ 通常登校</li> <li>部活3密を防ぐ工夫をして実施</li> </ul>

※全段階で「新しい生活様式」を実践、多様な感染防止対策を徹底  
 ※国の基本的対処方針に基づき、別途要請等を行う場合あり

## <休業要請の段階的な解除>

○「感染防止対策の徹底」、「新しい生活様式の実践」が条件

### 警戒度3

- これまでにクラスターが基本的に発生していない施設等で営業再開
- 居酒屋、飲食店での時間短縮営業を解除
- 10人以下のイベント

### 警戒度2

- 全施設で営業再開  
(スポーツクラブ等の屋内運動施設、  
バー、キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、  
カラオケ・ライブハウス等も可能)
- 50人以下のイベント

事業者の休業要請の段階的解除は、上記のとおりです。

社会経済活動の再開は、感染防止対策の徹底と「新しい生活様式」の実践が条件となっています。

警戒度3は、過去にクラスターが発生するなど、リスクが高い場所（接待を伴う夜間の飲食店、屋内運動施設（スポーツクラブ等）、ライブハウス、カラオケ等）を除いて、休業要請や時短営業要請が解除となります。居酒屋、飲食店等の時短営業要請も解除します。

警戒度2は、これまで営業休止を要請している全施設で営業再開が可能となります。

各業界、事業者の皆様は、感染防止対策ガイドラインを作成し、徹底することで、感染拡大を起こさないような対策を行ってください。